

# 第 1 章 総論



## 第1節 計画の目的及び性格

### 1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小郡市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害による被害の軽減を図ることを目的として定めたものである。

(1) 本市の地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項

(2) 本市の地域に係る防災施設の新設又は改良・点検整備・防災訓練・防災知識の普及等、災害予防に関する事項

(3) 災害に関する予報又は警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策に関する事項

(4) 本市の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するために本市が行う事項

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが必要である。

そして、計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した防災活動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

### 2. 性格

この計画は、小郡市の地域に係わる防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

## 第2節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法……………災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法……………災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 防災計画……………災害対策基本法第42条に基づき、小郡市防災会議が作成する小郡市防災計画をいう。
- 4 県防災計画……………災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県防災計画をいう。
- 5 災害対策本部……………災害対策基本法第23条に基づき、設置する小郡市災害対策本部をいう。

## 第3節 本市の概要

### 1. 位置、面積

小郡市は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を大刀洗町、久留米市に、西は佐賀県、北東は、筑紫野市、筑前町にそれぞれ接している東西6km、南北12kmにわたる区域であり、総面積は45.5km<sup>2</sup>である。

### 2. 地形、地質

筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、市を南北に貫流する宝満川流域の中央平坦地と、東北台地及び西北丘陵地の3つに区分される。

東北の台地には標高130.6mの花立山（城山）があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部、沖積層の河川流域平坦地にかけては、水稻作を中心に、鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農産地帯である。

西北丘陵地帯は、標高20mから90mの滑らかな丘陵が連なり、ため池が点在している。

### 3. 気象

本市の気候を見ると、年平均気温は、17.9℃であるが、過去5年間の最高気温の平均は、38.3℃、最低気温の平均は、マイナス3.5℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しく、当地域の気候区分は内陸型気候区に属している。

当地域の降水量は年間2,000mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多い。

### 4. 社会的状況

#### 人 口

本市の人口動向を国勢調査から見ると、昭和55年は41,057人であり、以後増加を続け平成22年は58,499人、令和2年は59,360人を記録している。

人口の年齢構成として、高齢者人口は昭和55年3,726人（総人口の9.1%）から平成22年の13,162人（総人口の22.5%）、令和2年16,913人（総人口の28.5%）へと増加しており、今後長寿社会の定着により、高齢者人口の増加傾向が続くものとみられる。

#### 交 通

市域を九州自動車道と大分自動車道の二つの高速道路が通り、市内及び隣接地のインターチェンジにより、短時間で広範囲の都市との連絡が可能であり、また、市内を東西に走る国道500号を中心として、縦横に県道や市道などの生活道路が張り巡らされている。

鉄道は、西鉄天神大牟田線が市域を南北に貫き、小郡駅をはじめ7つの駅があり、東西に通じている甘木鉄道では5つの駅がある。県都福岡市へは鉄道で30分の距離にあり交通の便がよい都市である。

## 5. 建築物、危険物等の概要

令和7年1月現在における本市の建物棟数は、総数で24,448棟、このうち木造建築物は約74%に当たる18,027棟であり、木造建築物が多い地域は過密化と狭隘道路によって火災危険区域となっているところがある。また、近年の核家族化等の影響から老朽家屋、空家等の危険建築物も増加傾向にある。

## 第4節 災害の特性

### 1. 既往災害事例

本市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。

大きな被害を受けたものとしては、全壊家屋33棟、流失家屋2棟、床上浸水1,900棟となった昭和28年6月の筑後川の氾濫による大水害である。また、昭和38年には、宝満川沿いの集中豪雨により、宝満川及び秋光川の氾濫により、端間北側の福童遊水堤防が決壊し、端間地区において全壊・半壊合わせて十数棟の被害が発生し、8人もの犠牲者が出た大水害が発生した。近年は、河川の改修、排水機場の整備などが進み、大きな被害は発生していないが、平成30年7月以降、線状降水帯の停滞に伴う大雨による内水氾濫が発生しており、床下・床上浸水の被害が発生している。

また、台風は8月から9月にかけて多く襲来し、多量の雨風により大きな被害を与えている。近年では、平成3年の17号・19号で、多数の家屋等に被害を受けたが、大きな人的被害は受けなかった。しかしながら、近年の台風の大型化に伴い、令和元年に関東、東北地方などに甚大な被害を及ぼした台風15号・19号のような台風被害の発生が懸念される。

地震災害については、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、平成17年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱（小都市では震度5弱）の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強（小都市では震度4）の地震（深さ14km、マグニチュード5.8）が発生した。

また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、平成28年4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ12km、マグニチュード7.3）により最大震度7（小都市では震度5弱）を観測した。

### 2. 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然条件に加え、人口、都市化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、これを基礎とした。

- 1 地震災害
- 2 台風による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 大規模な火災
- 5 その他の災害

### 3. 風水害の想定

河川氾濫等による浸水災害は、過去の災害履歴が示すように、本市においては十分に留意すべき災害である。本市では、宝満川と筑後川について考慮する必要がある。

宝満川上流域の浸水想定区域に関しては、福岡県那珂県土整備事務所・久留米県土整備事

務所・朝倉県土整備事務所において、宝満川下流域と筑後川については国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所による検討が行われており、次に示すような浸水区域が想定されている。

河川別の浸水想定区域指定状況

	浸水した場合に想定される水深				
	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満	1.0～2.0m 未満	2.0～5.0m 未満	5.0m 以上
宝満川 上流域	○	○	○	○	—
宝満川 下流域	○	○	○	○	—
筑後川 本川単独	○	○	○	○	○

資料：筑後川河川事務所 筑後川水系宝満川想定区域図（筑後川、宝満川下流域）

福岡県那珂県土整備事務所、久留米県土整備事務所、朝倉県土整備事務所（宝満川上流域）

また、この浸水想定区域等は、河道の整備状況、ダムの洪水調節効果等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね150年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、宝満川又は筑後川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮していない。

宝満川と筑後川の氾濫による浸水シミュレーション結果から、本市の宝満川沿岸地域一帯が0.5～5.0m以上の範囲で浸水の可能性が指摘される結果となっている。宝満川単独よりも筑後川と宝満川複合シミュレーションでの浸水深が最も深くなる可能性が高くなっている。

特に、端間橋下流域では、広範囲にわたって浸水区域が指定されており、中でも赤川地区では浸水深が5.0m以上になる可能性が指摘されている。市北部域の宝満川流域でも広範囲にわたり、0.5～5.0mの浸水深が予測されている。

#### 4. 地震災害の想定

福岡県において「地震に関する防災アセスメント調査」（令和7年9月）が実施され、その報告書では断層及び発生時期・時間帯等の区分で被害想定が記載されており、本市における地震災害の想定は、次の5つである。

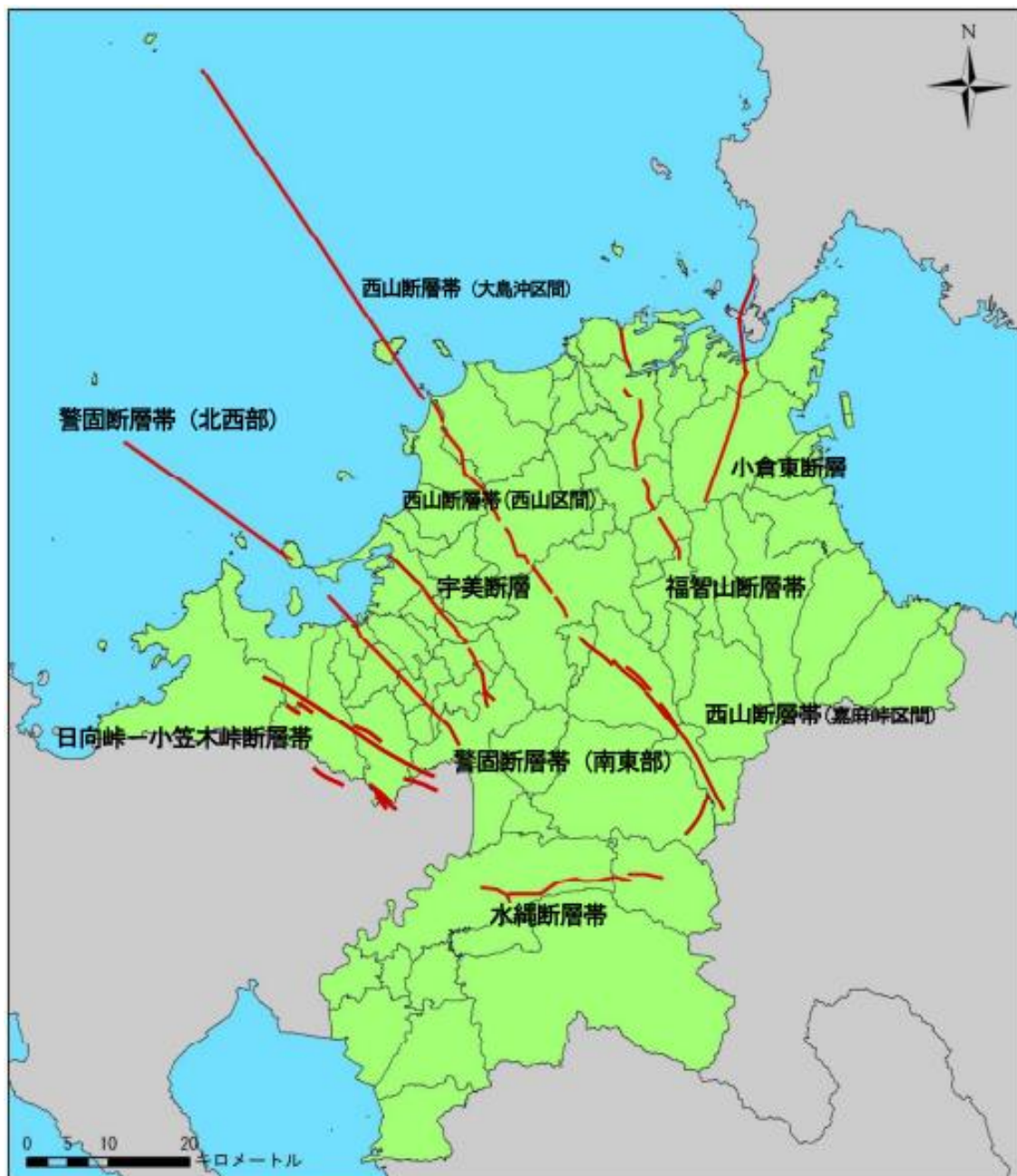
##### (1) 活断層に着目して震源モデルを設定した想定地震

- ・ 警固断層帯
- ・ 西山断層帯
- ・ 水縄断層帯
- ・ 日向峠－小笠木峠断層帯
- ・ 宇美断層

このうち、警固断層帯の北西部及び南東部の連動による地震（以下、「警固断層帯（北西部+南東部）」という。）が発生した場合、本市においては、最大震度7が想定されており、被害想定は、冬5時・強風の状況下で発生した場合が最も大きく、また、地震発生確率については、0.3～6%という国内における長期評価による地震発生確率としては、最も高い「Sランク」に位置づけられている。

このことから、本計画においては、その蓋然性の高さ及び発生時の被害想定の甚大さに鑑み、警固断層帯（北西部+南東部）地震による災害想定を基準に記載するものとする。

福岡県内で確認されている活断層の位置



資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」（令和6年3月）

福岡県内における主な活断層の長期評価概要

活断層 (評価単位区間)	断層長さ	区間単独による地震の規模 (M)	区間連動による地震の規模 (M)	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔 【最新活動時期】
小倉東断層	23km	7.1程度	-	不明	不明 【約4,600年前以後、約2,400年前以前】
福智山断層帯	28km	7.2程度	-	ほぼ0～ 3%	約9,400年-32,000年 【約28,000年前以後、約13,000年前以前】
西山断層帯大島沖区間	38km	7.5程度	7.9-8.2 程度	不明	不明 【約20,000年前以後】
西山断層帯西山区間	43km	7.6程度		不明	不明 【約13,000年前以後、概ね2,000年前以前】
西山断層帯嘉麻峠区間	29km	7.3程度		不明	不明【不明】
宇美断層	23km	7.1程度		ほぼ0%	約20,000-30,000年 【約4500年前以後】
警固断層帯北西部	25km	7.0程度	7.7 程度	不明	不明 【2005年福岡県西方沖の地震】
警固断層帯南東部	27km	7.2程度		0.3～6%	約3,100年-5,500年 【約4,300年前以後、約3,400年前以前】
日向峠-小笠木峠断層帯	28km	7.2程度	-	不明	不明【不明】
水縄断層帯	26km	7.2程度		ほぼ0%	14,000年程度 【679年筑紫地震】

資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）

想定地震の震源断層パラメーター一覧

項目	海溝型	活断層型											
	南海トラフ	小倉東断層	福智山断層帯	西山断層帯 大島沖区間	西山断層帯 西山沖区間	西山断層帯 嘉麻峠区間	西山断層帯 (連動)	宇美断層	警固断層帯 北西部	警固断層帯 南東部	警固断層帯 (連動)	日向峠-小 笠木峠断層 帯	水縄断層帯
面積[km <sup>2</sup> ]	110,150	392	384	672	768	544	1,776	392	448	512	857	448	420
モーメント マグニ チュードMw	9	6.6	6.7	6.9	7	6.8	7.4	6.6	6.6	6.7	7	6.7	6.7
地震モー メント M <sub>0</sub> [Nm]	3.40×10 <sup>22</sup>	1.07×10 <sup>19</sup>	1.57×10 <sup>19</sup>	2.85×10 <sup>19</sup>	3.64×10 <sup>19</sup>	1.69×10 <sup>19</sup>	1.76×10 <sup>20</sup>	1.07×10 <sup>19</sup>	1.12×10 <sup>19</sup>	1.47×10 <sup>19</sup>	4.09×10 <sup>19</sup>	1.57×10 <sup>19</sup>	1.36×10 <sup>19</sup>
すべり量D [m]	7.6	0.9	1.3	1.4	1.5	1	3.2	0.9	0.8	0.9	1.5	1.1	1
応力パラ メータ [MPa]	2.3	3.4	5.1	4	4.2	3.2	3.1	3.4	2.9	3.1	3.1	4	3.8

資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）

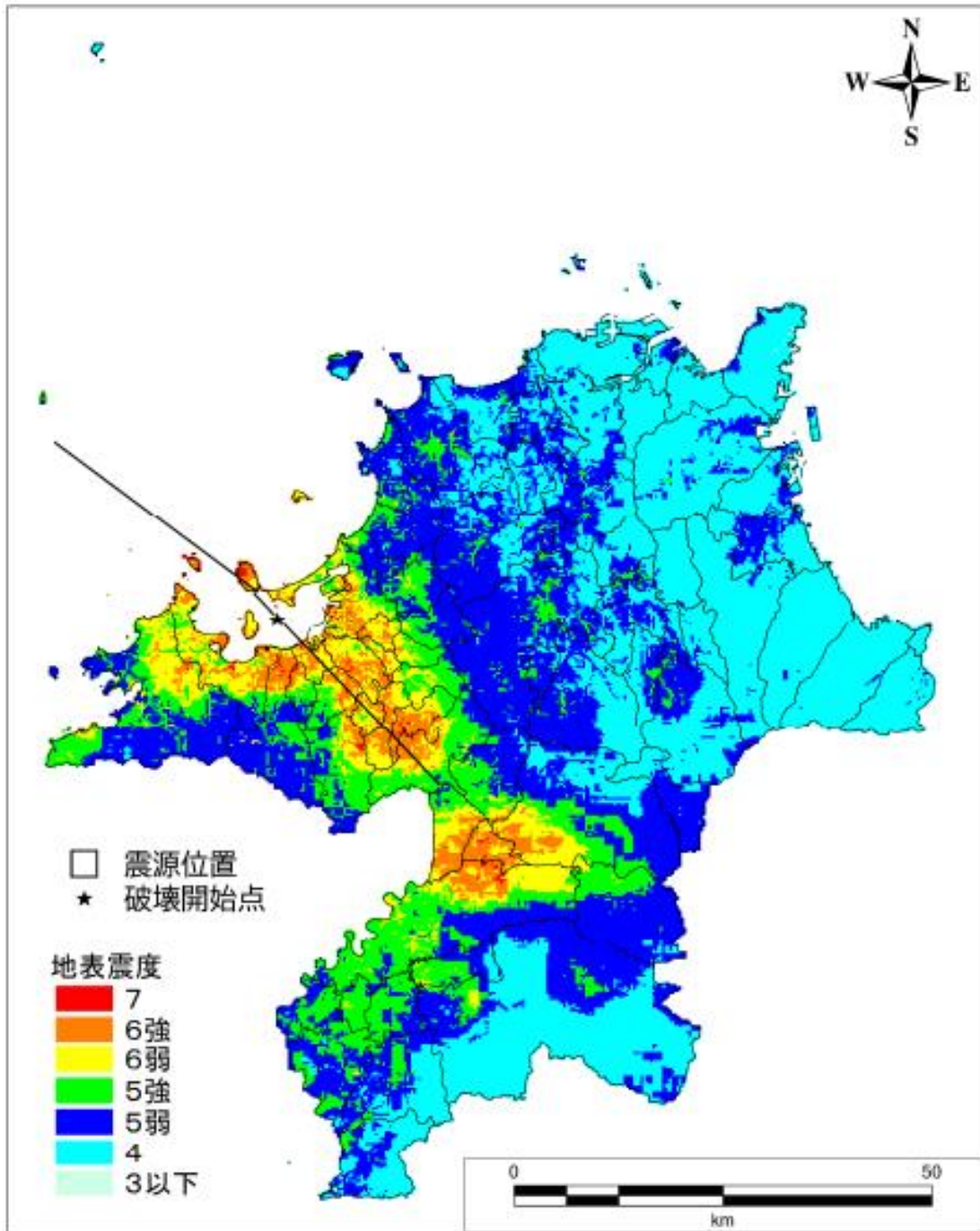
## 5. 想定結果

本市における警固断層帯（北西部＋南東部）地震の想定結果は、次のとおりである。

### (1) 震度分布

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、市域において、最大震度7の揺れがあると予測されている。

震度分布図 ー 警固断層帯（北西部＋南東部）（破壊開始点：中央） ー

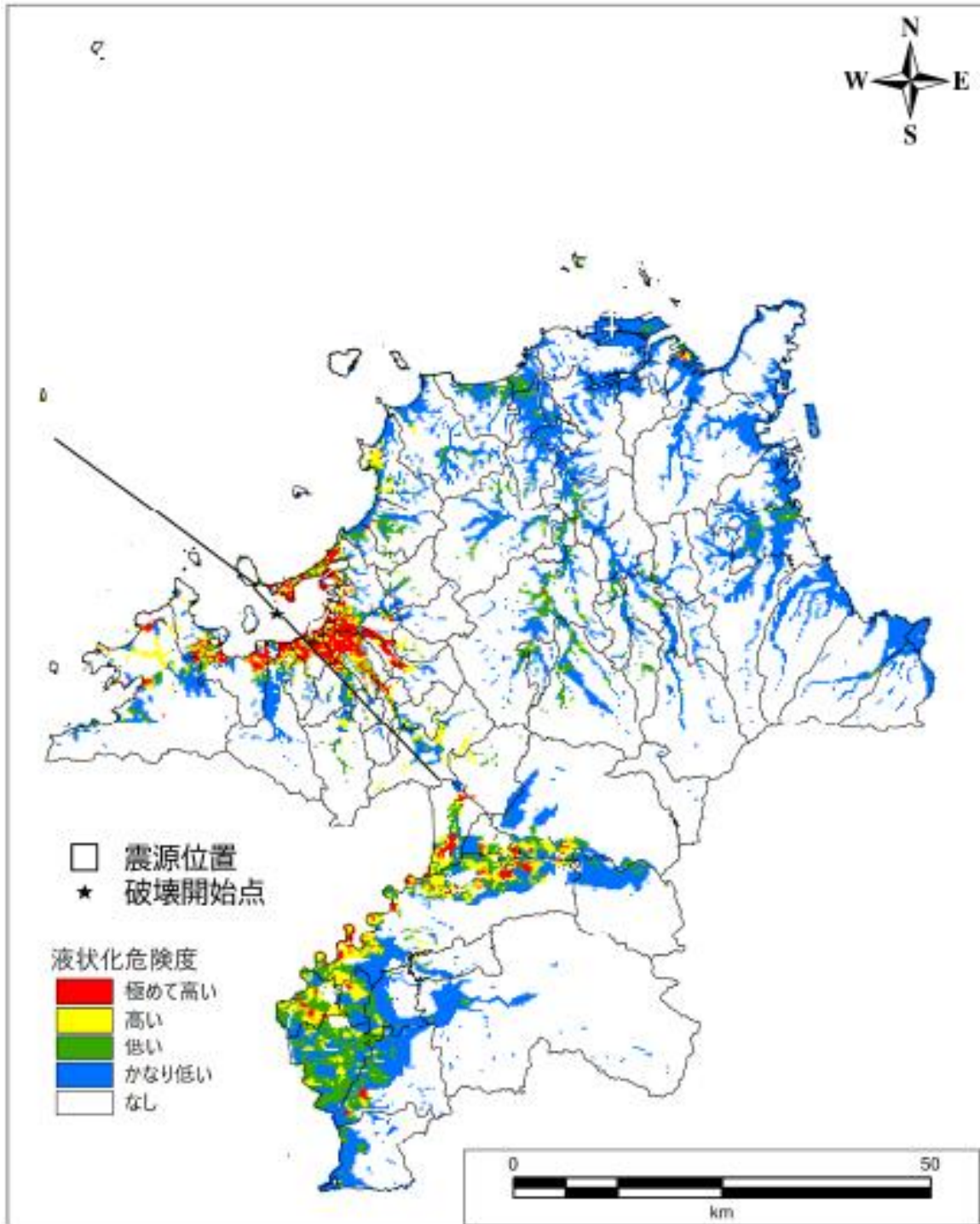


資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）

(2) 液状化

警固断層帯（北西部+南東部）地震では、市内北東部及び中央部以南の地域において、液状化の危険性が高いと予測されている。

液状化危険度分布図－警固断層帯（北西部+南東部）（破壊開始点：中央）－



資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）

(3) 建物倒壊等

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、建物の全壊焼失700棟、半壊2,100棟と予測されている。

(4) ライフライン等被害

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、上水道管被害による断水人口が3,500人、下水道管被害による支障人口が1,000人、電力（電柱）被害が50本、電話（電話柱）被害が60本と予測されている。

(5) 火災被害

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、冬18時・強風の状況下における焼失棟数が最も多く、70棟と予測されている。

(6) 人的被害

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、死者40人、負傷者400人、重傷者数60人、避難者3,700人と予測されている。死者、負傷者、重傷者ともに建物倒壊による人的被害となっている。

(7) 交通施設被害

①道路被害

道路被害は、限定的と想定されているが、局所的な路面の亀裂、段差の発生等により一時的な交通障害が発生する可能性がある。

②鉄道被害

令和7年9月の福岡県アセスメント調査報告書において、市内の鉄道は大きな被害は見込まれていない。しかしながら、地震の発生時には安全確認のための運行停止や点検が実施される可能性があり、交通機能の一時的な低下が生じる可能性がある。

(8) 重要施設被害

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、災害対策本部3箇所、警察・消防活動拠点1箇所、避難活動拠点3箇所、医療活動拠点10箇所が一部又は重大な制約を受けると予測されている。

(9) 住民の生活支障

①居住の制約、食料・飲料水の制約

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、2,300世帯が居住の制約、1,600世帯が食料・飲料水の制約を受けると予測されている。

②電気の制約

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では、電柱折損数50本、停電軒数100軒と予測されている。

③情報通信の制約

地震発生時には、通信回線の輻輳、停電による通信機器の停止、基地局被害等により、情報収集及び情報伝達に支障が生じることが予測される。

(10) エレベーター閉じ込め者数

警固断層帯（北西部＋南東部）地震では40人がエレベーター内に閉じ込められる可能性があるとして予測されている。

(11) 帰宅困難者数

市内に足止めされる滞留者が6,200人、市内に帰宅できない帰宅困難者が9,900人と予測されている。

## 第5節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第4節「災害の特性」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、様々な対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本市においては、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

### 1. 地域の防災力を向上させるための自主防災活動の展開

地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- (1) 住民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進
- (2) 地域・企業の防災力の向上

### 2. 地域特性を考慮した防災対策の確立

被災による経済的機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。また、都市型防災対策の取り組みや人的被害の軽減を図る必要がある。

- (1) 経済拠点機能維持のための対策の推進
- (2) 都市型防災対策の推進

### 3. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や市等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実・強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- (1) 適切な医療供給体制の構築
- (2) 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実・強化
- (3) 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

#### 4. 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組む必要がある。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- (1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- (2) ライフライン施設の耐震化の推進

#### 5. 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多いため、避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- (1) 高齢者などの避難行動要支援者対策の充実
- (2) 要配慮者利用施設の避難確保体制の充実

#### 6. 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童・生徒の育成に努める必要がある。

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- (3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

### 1. 市、県、一部事務組合

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小郡市	<p><b>(災害予防対策)</b></p> <p>①市防災会議に係る事務            ②小郡市災害対策本部等防災対策組織の整備            ③防災施設の整備            ④防災に係る教育、訓練            ⑤県及び防災関係機関との連絡調整            ⑥防災に必要な資機材等の整備、備蓄            ⑦生活必需品、応急食料等の備蓄            ⑧給水体制の整備            ⑨管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導            ⑩災害危険箇所の把握            ⑪各種災害予防事業の推進            ⑫防災知識の普及            ⑬避難行動要支援者の安全確保            ⑭企業等の防災対策の促進            ⑮災害ボランティアの受け入れ体制の整備            ⑯帰宅困難者対策の推進            ⑰要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、指導</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>①水防、消防等応急対策            ②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査            ③避難情報及び避難者の誘導並びに避難所の開設            ④災害時における文教、保健衛生            ⑤災害広報            ⑥被災者の救難、救助その他の保護            ⑦復旧資機材の確保            ⑧災害対策要員の確保・動員            ⑨災害時における交通、輸送の確保            ⑩被災建築物の応急危険度判定の実施            ⑪防災関係機関が実施する災害対策の調整            ⑫災害ボランティアの活動支援            ⑬市所管施設の被災状況調査            ⑭関係機関・団体等からの支援受け</p> <p><b>(災害復旧)</b></p> <p>①公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧及び改良            ②災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等            ③被災者生活再建支援制度に係る事務            ④市民税等公的徴収金の猶予、減免措置            ⑤義援金品の受領、配分</p>
三井水道企業団	①給水体制の整備
小郡市消防団	<p><b>(災害予防対策)</b></p> <p>①団員の能力の維持・向上            ②市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力</p>

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<b>(災害応急対策)</b> ①消防活動 ②救助救急活動 ③避難活動 ④行方不明者の捜索 ⑤市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力
久留米広域消防本部 (三井消防署)	<b>(災害予防対策)</b> ①消防用施設等の整備 ②火災予防に係る教育、訓練 ③防災関係機関との連絡調整 ④防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ⑤各種火災予防事業の推進 ⑥危険物施設等に係る予防対策 ⑦応急救護の知識等に係る指導 <b>(災害応急対策)</b> ①消防等応急対策 ②災害情報の収集・伝達及び被害調査 ③避難者の誘導 ④被災者の救助その他の保護 ⑤復旧資機材の確保 ⑥災害対策要員の確保・動員 ⑦防災関係機関が実施する災害対策の調整 ⑧危険物施設等に係る応急対策
福岡県小郡警察署	<b>(災害予防対策)</b> ①災害警備計画 ②警察通信確保 ③関係機関との連絡調整 ④災害装備資機材の整備 ⑤危険物等の保安確保に必要な指導、助言 ⑥防災知識の普及 <b>(災害応急対策)</b> ①災害情報の収集及び伝達 ②被害実態の把握 ③被災者の救出及び負傷者等の救護 ④行方不明者の調査 ⑤危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 ⑥不法事案等の予防及び取締り ⑦被災地、避難場所、重要施設等の警戒 ⑧避難路及び緊急交通路の確保 ⑨交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 ⑩広報活動 ⑪死体の見分・検視

## 2. 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局	<b>(災害予防対策)</b> ①米穀の備蓄

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	②防災体制の指導及び農地防災事業の推進 ③農地保全施設の管理体制の強化、指導 <b>(災害応急対策)</b> ①応急用食料の調達・供給 ②農業関係被害の調査・報告 ③災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等 ④種子及び飼料の調達・供給 <b>(災害復旧)</b> ①被害農業者等に対する融資等 ②農地・施設の復旧対策の指導及び復旧事業費の査定 ③土地改良機械の緊急貸付 ④被害農林業者等に対する災害融資 ⑤技術者の応援派遣等 <b>(九州農政局福岡地域センター)</b> ①災害時における政府所有米穀の供給の支援
福岡管区気象台	<b>(災害予防対策)</b> ①地震・気象状況に関する観測施設の整備 ②地震・防災気象知識の普及 ③緊急地震速報及び地震情報の発表伝達 <b>(災害応急対策)</b> ①緊急地震速報及び地震情報の発表伝達 ②二次災害防止のため、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報の発表・伝達 ③災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供
九州森林管理局	<b>(災害予防対策)</b> ①国有保安林・治山施設の整備 ②林野火災予防体制の整備 <b>(災害復旧)</b> ①復旧対策用材の供給
九州地方整備局 (筑後川河川事務所)	国土交通省が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 <b>(災害予防対策)</b> ①気象観測通報についての協力 ②防災上必要な教育及び訓練等 ③防災資機材の備蓄、整備 ④雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備 ⑤道路、橋梁等の耐震性の向上 ⑥水防警報等の発表及び伝達 <b>(災害応急対策)</b> ①洪水予警報の発表及び伝達 ②水防活動の指導 ③災害時における交通規制及び輸送の確保 ④災害広報 ⑤緊急物資及び人員輸送活動 ⑥監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	⑦災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与 ⑧国土交通省所管施設の被災状況調査 ⑨通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保） ⑩市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力 <b>（災害復旧）</b> ①被災公共土木施設の復旧事業の推進
九州厚生局	①災害状況の情報収集、通報 ②関係職員の現地派遣 ③関係機関との連絡調整

### 3. 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第5施設団 （小郡駐屯地）	<b>（災害予防対策）</b> ①災害派遣計画の作成 ②地域防災計画に係る訓練の参加協力 <b>（災害応急対策）</b> ①災害派遣による市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

### 4. 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社（九州支店）・NTTコミュニケーションズ株式会社・株式会社NTTドコモ（九州支社）・KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	<b>（災害予防対策）</b> ①電気通信設備の整備と防災管理 ②応急復旧用通信施設の整備 <b>（災害応急対策）</b> ①気象警報の伝達 ②災害時における重要通信の確保 ③災害関係電報、電話料金の減免
日本赤十字社 （福岡県支部）	<b>（災害予防対策）</b> ①災害医療体制の整備 ②災害医療用薬品等の備蓄 <b>（災害応急対策）</b> ①災害時における医療助産等救護活動の実施 ②避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力
日本放送協会 （福岡放送局）	<b>（災害予防対策）</b> ①防災知識の普及 ②災害時における放送の確保対策 <b>（災害応急対策）</b> ①気象・地象予警報等の放送周知 ②避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ④災害時における広報

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<b>(災害復旧)</b> ①被災放送施設の復旧事業の推進
西日本高速道路株式会社（九州支社・久留米高速道路事務所）	<b>(災害予防対策)</b> ①管理道路の整備と防災管理 <b>(災害応急対策)</b> ①管理道路の疎通の確保 <b>(災害復旧)</b> ①被災道路の復旧事業の推進
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<b>(災害予防対策)</b> ①緊急輸送体制の整備 <b>(災害応急対策)</b> ①災害時における救助物資等の緊急輸送の協力 <b>(災害復旧)</b> ①復旧資材等の輸送協力
九州電力株式会社（甘木営業所）、九州電力送配電株式会社（甘木配電事業所）	<b>(災害予防対策)</b> ①電力施設の整備と防災管理 <b>(災害応急対策)</b> ①災害時における電力の供給確保 <b>(災害復旧)</b> ①被災電力施設の復旧事業の推進
日本郵便株式会社（九州支社）	<b>(災害応急対策)</b> ①災害時における郵便事業運営の確保 ②災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びにその窓口業務の確保

#### 5. 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	<b>(災害予防対策)</b> ①鉄道施設の防災管理 ②輸送施設の設備等安全輸送の確保 ③災害時における緊急輸送体制の整備 <b>(災害応急対策)</b> ①災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 ②災害時における鉄道通信施設の利用 <b>(災害復旧)</b> ①被災鉄道施設の復旧事業の推進
福岡県医師会	<b>(災害予防対策)・(災害応急対策)</b> ①災害時における医療救護の活動 ②負傷者に対する医療活動
西日本新聞社・朝日新聞西部本社・毎日新聞西部本社・読売新聞西部本社・時事通信福岡支社・共同通信社福岡	<b>(災害予防対策)</b> ①防災知識の普及 ②災害時における報道・放送の確保対策 <b>(災害応急対策)</b> ①気象・地象予警報等の報道・放送周知

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
支社 RKB毎日放送株式会社・株式会社テレビ西日本・九州朝日放送株式会社・株式会社福岡放送・株式会社エフエム福岡・株式会社TVQ九州放送・株式会社CROSS FM・ラブエフエム国際放送株式会社	②避難所等の受信機の貸与 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ④災害時における広報 <b>(災害復旧)</b> ①被災報道・放送施設の復旧事業の推進

6. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
みい農業協同組合	<b>(災害応急対策)</b> ①被災組合員に対する融資又はその斡旋 ②農作物の災害応急対策の指導 ③共同利用施設の災害対策及び復旧 ④救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 ⑤被害状況調査及び応急対策への協力
小郡市商工会	<b>(災害応急対策)</b> ①被災組合員に対する融資又はその斡旋 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 ③被災会員の被害状況調査についての協力
小郡市環境保全協議会 小郡市建設業協会	<b>(災害予防対策)</b> ①道路、橋梁の災害復旧体制検討への協力 <b>(災害応急対策)</b> ①救出活動等における重機、車両の協力 ②道路、橋梁等の災害復旧への協力 ③応急仮設住宅の建設等への協力
小郡三井医師会	<b>(災害予防対策)・(災害応急対策)</b> ①災害時における医療救護の活動 ②負傷者に対する医療活動
小郡三井歯科医師会	<b>(災害応急対策)</b> ①歯科医療活動
久留米三井薬剤師会	<b>(災害応急対策)</b> ①医薬品の調達、供給
小郡市社会福祉協議会	<b>(災害予防対策)</b> ①在宅要支援者対策 ②市が行う災害対策への協力 <b>(災害応急対策)</b> ①市災害ボランティアセンターの設置・運営 ②在宅要支援者の応急対策 ③被災者の保護及び救援物資の支給 ④その他市が行う避難及び応急対策への協力 ⑤被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市立小中学校・幼稚園・保育所	<p><b>(災害予防対策)</b></p> <p>①避難体制の整備及び避難訓練の実施</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>①災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導</p> <p>②市が実施する災害応急対策への協力</p> <p>③避難所の管理・運営、炊き出し等への協力</p>
避難行動要支援者関連施設	<p><b>(災害予防対策)</b></p> <p>①避難体制の整備及び避難訓練の実施</p> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <p>①災害時における入所者の保護及び誘導</p> <p>②市が実施する災害応急対策への協力</p> <p>③在宅要支援者の緊急入所、炊き出し等への協力</p>

## 第7節 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害等に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客・来場者の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、災害時行動マニュアルによる作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

## 第8節 災害に関する調査研究の推進

### 1. 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究の継続的な実施又は推進を行い、その成果を積極的に防災対策に取り込み、その充実を図る。

### 2. 大学・学会・防災研究機関等との連携

1. に示すように、震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模地震による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、市は、理学的研究としての地震学や地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

### 3. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。